

関係法令の規制

1 敷地概要

県民ホールの再整備にあたり、現在の敷地での建替えを想定している。当該敷地の概要については次のとおり。

(1) 敷地概要

住居表示	神奈川県横浜市中区山下町3-1
敷地面積	10,938.78 m ²
都市計画区域	市街化区域
用途地域	商業地域
防火地域	防火地域
指定建ぺい率	80%
指定容積率	600%
高さ制限	第7種高度地区 高さは最大31mまでとなる。ただし、一定の公開空地の確保等の条件を満たした上で、高さ制限の緩和が可能であると規定されている。
日影規制	なし
外壁後退	北側道路：3m 東・西側道路：0.5m（地区計画による）
風致地区	なし
その他の指定	地区計画、土地造成等工事規制区域、駐車場条例（商業地域）、建築物再生可能エネルギー利用促進区域、景観計画（景観推進地区）
道路	（北側）法第42条第1項第1号道路 幅員24.00m （東側）法第42条第1項第2号道路 幅員8.05m （西側）法第42条第1項第2号道路 幅員10.07m （南側）法第42条第1項第2号道路 幅員12.25m

2 関係法令

県民ホールの再整備にあたり、関係する法令及びその内容（抜粋）については次のとおり。これらの関係法令等を遵守した上で、県民ホールの整備事業を進める。

(1) 興行場法施行条例

興行場全般の構造設備の基準、空気環境にかかる基準、照明設備の基準、法第2条2項の規定する便所の構造設備の基準

(2) 興行場法施行細則

便器の数

(3) 神奈川県建築条例

敷地と道路の関係、前面空地及び側面空地、屋外への出口、階段、敷地内通路、廊下及び広間の類、客席の構造、客席内の通路等の構造、客席の出口、舞台部の構造、主階が避難階以外の階にある興行場等

(4) 横浜市建築基準条例

敷地と道路との関係、前面空地、主要な出入口等の後退、敷地内の通路、客席等を避難階以外の階に設けるときの構造、客席等の通路の構造、手すり等の設置、客席等の出口、廊下及び広間の類、階段の構造、直通階段、屋上広場等、屋上広場等の構造に関する基準、興行場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物の出口、舞台付近の構造、制限の緩和

(5) 横浜市福祉のまちづくり条例施行規則

移動等円滑化経路、敷地内通路、駐車場、出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機、便所、浴室等、客席及び舞台、標識、案内設備、案内設備までの経路、情報伝達設備（視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備）、情報伝達設備（聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備）、誘導設備等、付帯設備

(6) 消防法

防火管理者、自衛消防組織、消火設備、警報設備、避難設備、消防用水、消防活動上必要な設備

(7) 横浜市火災予防条例

客席、立見席等、定員